# 災害等復旧費用の相互扶助運用要領の改訂 に関する補足説明資料

2024年2月 電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての説明資料であり、 意見募集の対象ではありません。 ご意見を送られる際のご参考にしてください。



- 1. 今回の意見募集対象文書
- 2. 運用要領改訂案のポイント及び反映箇所
- 3. 運用要領改定までのスケジュール



- 災害等復旧費用の相互扶助に係る内容は、以下の規程類および相互扶助運用要領にて定めています。
- 今回、本制度の運用開始以降の実務 (申請/審査/交付) の蓄積及び今後の環境変化を踏まえて、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」の改定を予定しております。

	文書の種類		主な記載内容				
	規程類	定款	✓ 本機関の目的を達成するため必要な業務が記載されており、災害等復旧費用の相 互扶助制度に関する業務も記載。				
		業務規程	<ul><li>✓ 本機関の業務及びその執行に関する事項が記載されており、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務及びその執行に関する事項も記載。</li></ul>				
		送配電等業務指針	<ul><li>✓ 一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項が記載されており、災害等交付金の交付申請ができる旨も記載。</li></ul>				
相互扶助制度関連文書	災害等復旧費用の相互扶助 運用要領		<ul> <li>✓ 本業務を円滑に実施するため、制度運用に係る詳細内容を記載。</li> <li>●拠出金、積立基準額の設定や拠出金支払いに関する手続き</li> <li>●申請・交付に係る手続き</li> <li>・災害基準要件、申請手順、申請対象費用や証憑、</li> <li>交付額の決定に係る審査・交付手順等、交付金の支払い、</li> <li>交付実績の報告</li> <li>●その他(事後検証)</li> </ul>				
			今回改定の 反映項目 ✓ 申請対象費用に関する定義の整理、明確化 ✓ 目的外利用禁止及び消費税の取扱いの明記 ✓ その他変更				

оссто

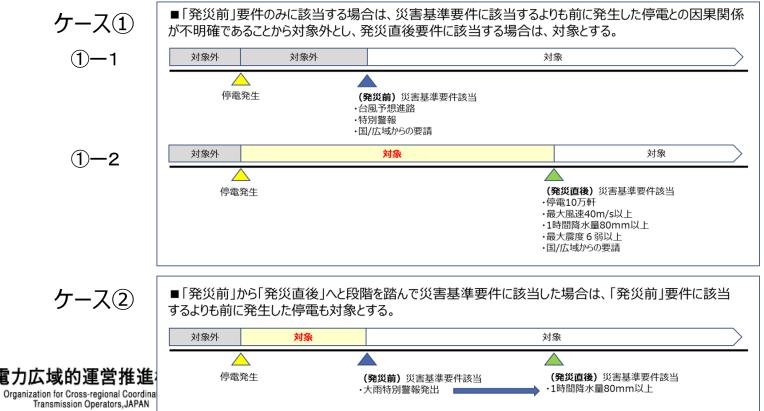
	改定の考え方・ポイント			反映箇所		
1	申請対象費用に関する定義の整理、明確化			3 申請・交付に関する手続きについて (3)申請対象費用及び証憑について ア.申請費用 ウ. 本制度の対象とすべき停電		
		<ul> <li>■ 申請対象に関する詳細事例</li> <li>・仮復旧終了扱い日後においても対象となる費用について、対象となる具体例を明記</li> <li>・停電発生日と災害基準要件該当日との関係を整理し、具体的に示した</li> </ul> スラ6:詳細		3 申請・交付に関する手続きについて (3)申請対象費用及び証憑について イ.申請対象に関する詳細事例		
		<ul><li>■ 対象費用の定義一覧表</li><li>・時間外労務費・日当が対象となる期間及び事前対応を 認める場合について記載</li><li>・電源車等の燃料・移動・点検費の考え方を詳細に記載</li></ul>		3 申請・交付に関する手続きについて (3)申請対象費用及び証憑について エ. 具体的な対象費用及び証憑		
		<ul><li>■ 台風・豪雨に関する災害基準要件</li><li>・災害基準要件の「台風・豪雨」に関する1時間降水量の要件について、「最大1時間降水量」と詳細に記載</li></ul>		3 申請・交付に関する手続きについて (1)交付対象となる災害基準要件に ついて		
	Transmission Operators, JAPAN	<ul><li>■ 対象費用事例/証憑に係る一覧表</li><li>・これまでの事業者問合せや申請/審査実務を踏まえ、 対象費用事例内容を追記</li></ul>	別紙	別紙(3)		

		反映箇所		
2	目的外利用禁止及び消費税の取扱いの明記	■ <b>目的外使用の禁止</b> • 本制度において事業者から提出を受ける証憑等の資料について、申請にかかる審査以外の目的で使用しないことを明記	本文	3 申請・交付に関する手続きについて(7)目的外使用の禁止について
		■ <u>消費税における取扱い</u> • 本制度における消費税の取扱いについて、拠出金及び 交付金ともに不課税扱いとすることを明記		5 消費税における取扱いについて

		反映箇所		
3	その他変更	■ <u>仮復旧終了扱い日の定義</u> • 「最大停電軒数から99%停電が復旧した日」と明確化	本文	1 申請・交付に関する手続きについて (2)本運用要領に用いる用語の定義 について
		<ul><li>■ 申請時提出書類の申請方法変更</li><li>● 申請書の提出方法を、全て電子メールによる提出に変更</li><li>● 年間想定需要に関する具体的判断材料の明確化</li></ul>		3 申請・交付に関する手続きについて (1)交付対象となる災害基準要件に ついて
		■ その他軽微な文言修正/削除		

## 2. 詳細:災害基準要件に該当するよりも前に発生した停電の取扱い

- 災害基準要件に該当するよりも前に発生した停電であっても、当該災害と停電に因果関係が認められ る場合には、相互扶助制度の対象としている(ケース①-2)。一方で、ケース①-1は、当該災害が 「発災前」要件のみに該当する場合であり、当該災害と停電に因果関係が認められるとはいえないと判 断し、対象外と整理している。
- ただし、「発災前しから「発災直後しへと段階を踏んで災害基準要件に該当した場合、仮に「発災前し 要件に該当するよりも前に発生した停電を対象外とすると、「発災直後」要件である「停電軒数10万軒 以上」を適用できなくなる(※)ことから、このケースの場合には対象とした(ケース②)。 (※)停電軒数は、因果関係があることを前提に、「発災前」要件よりも前に発生した停電を含め一続きでカウント



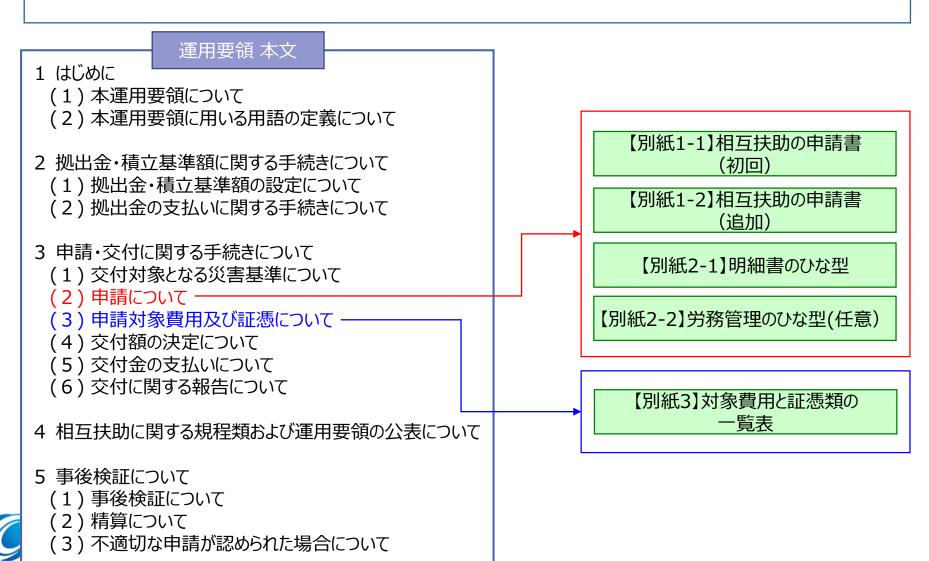


- この度、運用要領改定を行うにあたり、意見募集を実施するものです。【**意見募集期間:2024年2月** 19日~3月8日(19日間)】
- 意見募集の結果を踏まえ、本機関の理事会決議を経て、**2024年4月に公表する予定**です。

			2024年度			
		12月	1月	2月	3月	4月
	運営委員会	▼11/22 開催				
今回の 運用要領 改定関連	意見募集			2/19~3		
	運用要領 公表				▼ 3/下作	可理事会決議 ▼ 4/1公表

## 【参考】運用要領の構成・概要について ~ 本文と別紙の関連性

■被災送配電事業者の申請手続きを円滑に行うべく、申請書や明細書に係るひな形および対象費用の詳細について、別紙にて整理しています。



## 【参考】定款·業務規程·送配等業務指針

#### <業務規程>

(災害等扶助拠出金の積立)

第176条の9 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。

(災害等扶助交付金の交付対象者)

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員とする。

#### <送配電等業務指針>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助制度

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者、送電事業者及び<u>配電事業者</u>は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。